

宮城県リトルリーグ野球協会

<規定 貝リ>

改正版



令和6年1月20日 改正  
日本リトルリーグ野球協会 リトルリーグ東北連盟

宮城県リトルリーグ野球協会

< 夫見 貝口 >

**第 1 条 <名称>**

本協会は、宮城県リトルリーグ野球協会と云う。

**第 2 条 <目的>**

本協会は日本リトルリーグ野球協会：リトルリーグ東北連盟に加盟し、宮城県内の4歳から14歳までの子供達に、ティー・ボール・硬式野球を通じて、強健な体力と協調の精神を養成し、規律正しい明朗な社会人に育成すると共に、子供達の国際親善、友愛精神を深めることを目的とする。

**第 3 条 <事務局>**

本協会の事務局は宮城県内に置く。

**第 4 条 <組織及び会員>**

1. 本協会は日本リトルリーグ野球協会リトルリーグ東北連盟の規定に基づき、登録を完了した宮城県内の各チームをもって組織する。
2. 本協会に入会し会員となるには、所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
3. 本協会の会員は、本協会の理事会に於いて入会が認可され、リトルリーグ東北連盟理事会で承認を受け正式に登録されたリーグに所属するチームとする。
4. 会員は規定の国際登録費・国内登録費・連盟登録費・本協会登録費を所定の期間内に納入しなければならない。未納者は当該年度の会員資格を失う。
5. 本協会の名誉を毀損したり、品位を傷つけ、本協会の方針に非協力的な会員については、総会の2分の1以上の同意を以て除名することができる。

**第 5 条 <事業>**

本協会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 東北連盟の主催する、公式試合の開催についての協力・運営。
2. 本協会主催の宮城県大会。
3. 本協会に所属する指導者・保護者・選手の育成に係る活動。
4. 本協会の推薦する国内・国際親善試合の運営・開催。
5. その他リトルリーグ野球育成に関する、運営・開催。

## 第6条 <役員>

本協会につきの役員を置く。

1. 名誉会長 1名
- 名誉顧問 1名
- 会長 1名
- 会長代行 1名
- 副会長 1名 ⇒ 2名以内
- 理事長 1名
- 副理事長 2名以内 ⇒ 若干名
- 運営委員長 1名
- 副運営委員長 若干名
- 事務局長 1名
- 副事務局長 若干名
- 理事 若干名（各リーグ2名以内）
- 会計部長 1名
- 女性部長 1名（会計補佐）
- 女性副部長 若干名（会計補佐）
- 監事 2名
- 顧問 若干名
2. 役員と理事の兼務はできない。（ただし1年間は可能とする）
3. 東北連盟に登録する代表理事（2名）は役員より選出する。  
  代表理事に不都合がある場合は役員から選出し、その職務を代行する。
4. 宮城リーグ役員として、必要に応じ役員を派遣する。

## 第7条 <役員の任務>

1. 役員の任務内容については別紙1のとおりとする
2. 職務遂行上任務内容を変更のする場合は理事会の承認を得て変更することが出来る。

## 第8条 <役員の選出>

本協会の役員は下記の方法で選出する。

1. 名誉会長・名誉顧問は理事会において推薦し、総会に於いて会員の過半数の同意を得てこれを決める。
2. 会長・副会長は、理事会において推薦し、総会に於いて会員の過半数の同意を得てこれを決める。
3. 理事長・副理事長・運営委員長・副運営委員長は、役員・理事の中から互選し、総会の承認を得てこれを決める。
4. 理事は、各チームに於いて選任したもの及び会長が特に任命し、

総会の承認を得たものとする。

5. 事務局長・副事務局長・会計部長・女性部長・女性副部長・監事は、理事会で互選し総会の承認を得てこれを決める。
6. 顧問は、諸団体の代表者・リトルリーグ功労者より選出し、理事会で決定し、会長が委嘱する。

#### 第9条 <役員の任期>

1. 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
2. 役員は、辞任または任期満了の場合でも、後任が就任するまでその職務を行わなければならない。

#### 第10条 <役員の解任>

役員が任期中に連盟の名誉を毀損し、または趣旨、目的に反して会務に不熱心な場合は、任期中でも総会で2分の1以上の同意が得られれば、これを解任することができる。

#### 第11条 <総会の構成>

1. 総会は、第4条规定の各チーム代表1名及び第8条1, 2, 3, 4項の役員ならびに協会審判部長を以って構成をする。
2. 総会での議決権は、前項のものが各1個の議決権を有する。

#### 第12条 <機関の権能>

1. 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を決議する。
  - (1) 事業計画並びに収支予算の決定。
  - (2) 事業報告並びに収支決算の承認。
  - (3) その他本協会に関する重要なこと。
2. 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を決議する。
  - (1) 総会に付すべき事項。
  - (2) 総会の決議した事項の執行に関すること。
  - (3) 協会の主催又は主管する大会の運営に関すること。
  - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

#### 第13条 <機関の招集>

1. 総会は会長が招集し、会長が議長となる。
2. 総会を招集するには、会議を構成する会員及び理事に対して、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を明記して、開催期日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。
3. 理事会は、理事長が招集し、議長となる。
4. 第2項の規定は前項の場合に準用する。但し、緊急の場合はこの限り

ではない。

#### 第 14 条 <会議の開催>

1. 定期総会は毎年 1 回 2 月に開催する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して、請求のあったとき開催する。
3. 理事会は必要なとき隨時開催する。

#### 第 15 条 <機関の定足数>

1. 総会は会員数の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。
2. 理事会は構成人員現在数の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。

#### 第 16 条 <機関の議決>

会議の議事は、この規約に定めてある場合を除き、出席者の過半数の意をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第 17 条 <書面表決等>

やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。但し、代理権の行使は 1 名とする。この場合、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

#### 第 18 条 <議決事項の通知>

会長は、総会の議決した事項について速やかに文書をもって、全会員に通知しなければならない。

#### 第 19 条 <議事録>

会議の議事録は、議長がこれを作成し、議長及び出席理事 1 名以上署名の上これを保存する。

#### 第 20 条 <試合・大会運営>

1. 本協会の試合規定はリトルリーグ国際規則及び日本規則に準ずる。
2. 本協会の運営規定は、理事会において審議し決定する。  
運営規定は別に定める。

#### 第 21 条 <資産の構成>

本協会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会加盟金及び年次登録金。
- (2) 事業に伴う収入。
- (3) 寄付金及び本部助成金。
- (4) その他の収入。

#### 第 22 条 <会計年度>

会計年度は毎年 12 月 1 日にはじまり、翌年 11 月末日までとする。

#### 第 23 条 <規則の変更>

本協会規則の改正は、総会において審議し、出席会員の過半数以上の同意がなければ変更・改正できない。

#### 第 24 条 <解散及び残余財産の処分>

- 1. 本協会は総会の 4 分の 3 以上の決議をもって解散することができる。
- 2. 解散のときには存する残余財産の処分については、法律の定めるところに従う。

#### 第 25 条 [委任]

この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮り別に定める。

#### 第 26 条 (コンプライアンス委員会の設置・運営)

平成 31 年度より「東北連盟コンプライアンス委員会」を設置に伴い、宮城県協会にコンプライアンス委員を構成する。

##### (運営)

- 1 コンプライアンス委員は連盟担当役員、理事から 1 名推薦し務める
- 2 委員はコンプライアンス違反が生じた事案を適切に対応する。  
また事案については「リトルリーグ東北連盟コンプライアンス委員会」に報告をし、事案、問題点の共有を図る。
- 3 委員はコンプライアンスを順守するため「県協会・所属チーム」に定期的に情報提供、研修会等を実施しコンプライアンス違反の防止に努める。

#### 第 27 条 <補 則>

- 1. 本協会規則は、昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。
  - (1) 昭和 57 年 4 月 1 日 規則一部改正
  - (2) 昭和 57 年 10 月 1 日 規則一部改正
  - (3) 平成元年 2 月 18 日 規則一部改正
  - (4) 平成 24 年 2 月 25 日 規則一部改正

- (5) 平成 29 年 2 月 11 日 規則一部改正
- (6) 平成 31 年 1 月 19 日 規則一部改訂
- (7) 令和 4 年 1 月 22 日 規約一部改訂
- (8) 令和 6 年 1 月 20 日 規約一部改訂

2. この規約の運営細則は、理事会の議決を経て別に定める。